

Title	仏国の失業保険 (下)
Sub Title	
Author	杉, 琢磨
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.3 (1914. 4) ,p.321(67)- 332(78)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140400-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國大宰相の職責は四個に分つを得べし。(イ)彼は最も少く見積るも、行政府の議長にして(ロ)立法府の首領なり(ハ)彼は間接に政治上の主権者たる選舉人より權力を托せられたる當事者なり(ニ)特に國王の信任ある輔弼者にして、且國王と内閣間の連絡を圖る仲介者なり。グラッドストーン曰く、大宰相は國王に向つて内閣の行動を奏問し、且尊嚴なる陛下に謁見する多くの機會を有す。彼は是等の奏問謁見に際して、内閣の趣意に違反し、或は之を分裂せしめ、或は國王の信任ある其の閣僚の地位を危くするが如き事なきやう努めざる可からず。彼若し些かたりとも是等の規矩を嚴守せずして、其の偉大なる機會を用ひて自己の勢力を増進し、或は閣僚の賛同せざる目的の遂行に努むるが如きことあらむか、是等閣員の引退を奏請するの覺悟あるに非るよりは、彼は常に首相として規矩に戻るのみならず、又背信卑劣の謗を免るゝ能はざらむ。内閣が國王と國會との間に立ちて雙方に忠實ならざる可からざるが如く、大宰相は閣僚と君主との間に立ちて雙方に忠實ならざる可からずと。以上は即ち今日に於ける英國大宰相の地位にして多くの歲月を経來りたる憲政發達の集積なり。此の如く近世の大宰相の到來と共に、名譽革命以前に於けるスチュアート一流の王政は全く終を告げたるなり。(完)

雜 録

佛國の失業保險 (下)

杉 琢 磨

次に地方に於ける失業基金補助制度の設立は、千八百九十六年に於ける「ディジョン」及「リモージュ」の二市を以て嚆矢とし、爾來各市町村及縣に於ても漸次此例に倣ひ補助制度を創設するに至れり、而して千九百五年に於ける國庫補助制度の確立が地方に於ける同一の運動を促進したる事は争ふ可らざる事實にして、今曆年別に此等地方的補助制度設立の狀況を表示すれば實に左の如し。

年次	市町村補助制度	縣補助制度
一八九七	二	一
一九〇二	三	一

一九〇三	三	一
一九〇四	九	二
一九〇五	一五	二
一九〇六	二四	四
一九〇七	二八	四

今此等地方補助制度につき其補助金分配の方法等を觀察するに、此等の事項は各地方によりて其趣を異にすること免れざるも、労働局の調査に依れば其大多數(四縣十七市町村)は自己の發議に依り若くは失業基金の請求に基きて補助金を交付し、別に規則等に依りて其交付の條件を定むる事なし、而して此等の場合に於ては補助金支出額は比較的少額なるを常とす。

*之を千九百七年度に就て見るに、百法以下の補助金を交付せるもの二縣四市町村、百法以上三百法以下の補助金を交付せるもの八市町村、五百法を交付せるもの一縣五市町村、千五百法を交付せるもの一縣なり

其他の十一市町村にありては規則を以て補助金分配の方法等を規律せり、而して此の如き特別

規則を有する市に於ては補助金交付の一要件として、補助を受くる組合の失業救済部の計算は之を他の各部の計算と全然區別すべき事を要求し、且つ此等の場合に於ける補助金額は前者に比して比較的巨額に上るを常とす。

千九百七年度に於て、五百法を支出せるもの三、千法を支出せるもの二、にして其他は何れも三千法乃至二萬五千法を支出せるを見る

補助を受くべき失業は總ての場合を通じて故意に基かざるものなることを以て要件とす、而して大多數の場合に於ては補助を受くる組合は失業者の爲に職業紹介の勞をとるを要し、失業者は其組合より提供せられたる相當なる職業に就く事を拒み得ざるものとせらる。

労働局調査報告は前記十一市町村の補金分配方法を分ちて左の三種となせり。

一、「ガン」式制度に依り、補助金は單に失業救済金の額を増額するの用に供するに止ま

るもの。(八市町村)
二、失業基金組合員の拂込む掛金額を基礎として補助金の分配額を定むるもの。(二市町村)

三、組合員數、掛金額及失業基金財政狀況等に基つきて補助金額を決定するもの。(一市町村)

尙監督機關としては、失業基金の帳簿を檢查し及び交付金の不正使用を防歴する爲に一の委員會を設くるを通常とし、規則違反に對する制裁としては一ヶ月乃至一ケ年に亙りて補助金受給權を停止するを普通とす。

今此等地方的補助制度の一例として最完美せりと稱せらる、「ルーベール」市の市立失業基金定款を左に掲げんと欲す、此定款は全然「ガン」市の制度に則れるものにして千九百七年十二月二十七日を以て同市參事會を通過せるものなり。

「ルーベール」市市立失業基金定款

(Bulletin de l'Office du Travail, 1908, p.556參照)

第一條 故意に依らざる失業に對する豫備を奨勵するの目的を以て「ルーベール」市に一の特別基金を設立す。

本基金財源左の如し

- 一、特に此目的の爲に積立てられたる資金
- 二、前號の資金にて不足なるとき市補助金補助金額は市參事會に於て之を決定す。
- 三、此外基金は寄附金、贈與、遺贈等を受くる事を得

此等の金額は労働者及給料を受くる雇人に支給せらる、失業救済金に對する補助金の支出及之が事務費の支辨以外の目的に向て之を使用する事を得ず。

第二條 基金は左の委員より成立する所の委員會に依りて管理せらる、各委員の任期は四年とす。

一、市參事會の任命に係る三名の委員

二、加入各組合の選出に係る六名の委員

三、工業審理會 (Conseil de prud'homme) よりの二名の委員
但し此中一名は備主とし他の一名は労働者とす。

四、商業會議所よりの二名の委員

五、商事裁判所よりの二名の委員
*此審理會は備主及労働者を以て組織し、兩者間の爭議を決定す、但し二百法以上の事件に就ては當事者は更に商事裁判所に控訴する事を得べし。

第三條 市參事會、労働組合、其他上述の三團體は、退職、死亡若くは其他の原因による缺員補充の方法を定むるを要す、市長若くは其代理者は當然此委員會の會長となるものとす

會長は可否同數の場合に於てのみ決定投票權を有す。

第四條 特別基金は労働者及雇人組合に依りて其失業組合員に與へられたる保險金を増額す

るの方法に依りて失業に對する豫備を奨勵するものとす。

第五條 基金は組合に對して其支拂へる失業救濟金額に比例する補助金を交付する方法に依りて、該組合が失業組合員に支拂ふ金額を増額すべし。

失業救濟金は其一〇〇%以上を増額せらるゝ事を得ず、又該救濟金は一組合員に對して一ヶ年間に六十日以上之を支給する事を得ず、且其金額は一日一法を超過する事を得ざるものとす。同盟罷工若くは其結果に基く失業疾病に基く失業若くは肉體上の勞働不能に基く失業に對しては本基金の補助金を交付せず。

第六條 如何なる理由によるを問はず若し加入組合が其組合員に對して救濟金を支拂はざるときは、之に對しては本基金より補助金を交付せず。

第七條 市基金の補助を受くる権利を有する者

能を有す此の如き特別管理方法が定められたるときは總ての加入組合は該決定の通告後三ヶ月以内に其條件を充たすを要す委員會は又之と同一の條件の下に詐欺を防止するに必要な一般的方法を採る事を得。

上に定めたる所により本補助より除外せられたる組合にして後日規則の命ずる條件を充たすに至りたるときは即時其權利を回復す。

組合員は一以上の失業基金に屬する事を得ず、之に反するときは失業の場合に於て補助金を受くる事を得ず。

第十一條 失業者にして委員會の提供せる通常勞銀に於ける市内職業に就く事を拒めるものは補助金を受くる事を得ず。

委員會は本規定を實行する爲に出來得る限り失業の場合に於ける豫備を目的とする所の他の公私機關と協力すべし。

第十二條 委員會は毎月失業の場合に交付せら

は引續き六ヶ月間市内に居住し且つ六ヶ月間其所屬組合の組合員たりし者に限る。

第八條 其組合をして市補助金を受くる權利を享受せしめんと欲する勞働者若くは雇人の組合は、其定款及細則の寫を提出し毎月其支拂に係る失業救濟金の口數及金額を報告し且つ六ヶ月毎に其貸借計算書を提出するを要す。

第九條 委員會は組合の提出せる報告の正否を検査せしむる爲に一名の検査員を任命す、此検査員は各加入組合の總ての帳簿を檢閲するの權利を有し、調査の結果を委員會に報告するの義務を負ふ。

委員會の總ての委員は此等の報告に於ける個人に關する事項を他に漏洩する事を得ず。

第十條 本定款及本定款の下に公布せらるべき細則の規定に違反せる組合は即時補助金の分配に與るの權利を喪失す。

委員會は規定以外の他の管理方法を定むるの權

るべき補助金の率を決定すべし、若し基金資産が既定の失業補助金を支給するに不足なる事を發見せるときは、委員會は其決定の翌月一日より補助金を減額し若くは一時之を停止する旨を宣言するの權能を有す

第十三條 基金資産が總て使用し盡されたるときは何時にても基金を解散し委員會は其業務を停止するものとす。

第十四條 加入組合員にして詐偽に依りて救濟金を取得せんとせる者は爾後一ヶ年間失業救助に關する總ての權利を喪失す。

加入組合に於て組合員の詐偽を幫助し若くは教唆せる事が證明せられたるときは該組合は一定期間（一ヶ年）を超過する事を得ず（補助金を受くるの權利を剝奪せらる。）

第十五條 委員會は其第一回の會期に於て組織の細目、加入に對する詳細なる條件及補助金支拂の形式等に關する細則を定むべし。

第十六條 委員會は毎年市參事會に對して其の業務狀況及失業保險の效果に關する報告を提出すべし。

以上は佛國に於ける失業基金補助制度の概要を述べたるものなるが、予は最後に於て同制度實施の狀況に就て其の大體を説明し以て本編を終らんと欲す。

先づ國庫補助に就て之を觀るに、中央政府は失業基金補助の目的を以て千九百五年以降毎年十萬法宛(初年度に限り十一萬法)を支出し失業救濟金支拂額に應じて之れを各失業基金の間に分

配せり、而して補助の割合は前に述べたる如く毎年布告を以て之を定むるものにして、今本制度創設以降に於る毎年の補助割合の變動を示せば實に左表の如し。

年次	地方基金に對する補助の割合	連合基金等に對する補助割合
一九〇五	一六%	二四%
一九〇六	一六%	二四%
一九〇七	一六%	二四%
一九〇八	二〇%	三〇%
一九〇九	二〇%	三〇%

次に千九百八年に於る失業基金國庫補助制度の一般業務狀況を表示すれば左の如し。

基金の種類	各半々年		平均組合員數	失業者數	救濟金の支拂はれたる失業日數	基金の支拂へる救濟金額(弗)	補助金額(弗)
	上半期	下半期					
連合基金等	三三	三三	一六、〇五	一、三六	一七、三三	九、八六	二、三三
地方基金	三五	三五	一七、八一	一、三六	一七、三三	九、八六	二、三三
合計	六八	六八	三三、〇六	二、七二	三四、六六	一九、七二	四、六六

人口五千以上の市に於る二以上の職業組合員を有し且地方補助を受くるもの	上半期		合計
	上半期	下半期	
旅費給與を設備する基金	四八	四八	九六
第十二條第三項によりて補助せらるる基金	二二	二二	四四
第二十三條によりて補助せらるる基金	六四	六四	一二八
當該半々年間の間に於て一の種類より他の種類に轉じたる基金	四四	四四	八八
計	一三八	一三八	二七六

備考 (イ) 無報告 (ロ) 或基金に於ては各半々年毎に報告せらるるを以て合計を掲げず

本制度に依る毎年の國庫支出額は之れを二等分し、各半々年間の間に各部分を使用するものなる事は前述せる如し、而して此の兩期間に於て交付せらるる補助金其額に於て大差あるは實際に於て屢々認めらるる所なりとす、上表に於て最多額の補助金を交付せられたるは連合基金にして、百名以上の組合員を有する地方基金之

れに次がり、而して後者は最多數の被保險者有し且つ其失業日數(救濟金を受けたる)も最長き事は表に示すが如し、今上表の計數を更らに基金の大小及救濟種類別に示せば左の如し。

基金の種類	基金数	平均組合員数	失業者数	救済金の支拂はれたる失業日数	基金の支拂へる救済金額	補助金額
五十名以上百名以下の組合員を有する基金	四	八七	三六三	五、四〇〇	一、五九三	三九
百一名以上五百名以下の同上	二	五、六〇〇	一、七七七	三、九〇八	一〇、三二八	一、五五三
五百一名以上千名以下の同上	二	一、七四	五二	二〇、四〇〇	二、六六三	五八
千一名以上五千名以下の同上	四	七、三三六	一、二八五	二四、八四四	一〇、三九九	二、五〇七
五千名以上の同上	二	一六、四四九	二、三八	五、八七六	三、九六三	三、五五三
旅費給與を設備する基金(地方基金)	六	(イ)	五	一	三四	四
一ヶ月のみに對し補助金を受ける基金	七	八、三三三	一、五六一	三〇、七三〇	三、五三三	六七
計	九	三、五三三	八、三二	二九、三三〇	四二、六三三	九、三三〇

備考 (イ) 無報告

上表に依れば千九百八年現在補助金受給金總數は八九にして、該年内に於る其組合員平均數は約四萬人弱を算せり、而して其中最多額の補助金を受けたるは五千名以上の組合員を有する二大基金なるに反し、救済金の支拂を受けたる失業日數の最長きは却つて百名以上五百名以下の小基金なりしを見るべし、千九百八年に於て此

等の八十九基金の支拂へる失業救済金總額は四一、六六二弗にして、基金は此金額を支出する事に依りて、九、二二〇弗即ち經費の約二二%に當る補助金を受けたる譯なり。更に職業別業務狀況表に依れば被保險者中最多數を占むるものは印刷及出版業にして、商業及交通業等之れに亞ぎ印刷及出版業組合は一方に

於て失業に對して最多額の金額を支出せると同時に他方に於て最多額の國庫補助を受けたり、加入基金の數は千九百五年の四七より千九百八年の八九に増加せるも、此等基金の組合員數、救済金を支拂へる失業日數等の増加は甚著しからず救済金支拂總額は三二、二二六九弗より四一、六六二弗に即ち約二割九分を増加し之に對應する所の國庫補助額は千九百五年に於ける五、三四四弗より千九百八年に於る九、二二〇弗に増加せり。

次に地方補助金制度に就て觀るに先づ補助を受ける失業基金數は千九百五年に於て一一〇、千九百六年に於て九〇を算せり今之を分類するときは左の如し、

基金の種類	千九百五年	千九百六年
労働組合基金	一〇三	七五
労働組合協同基金	一	二
労働紹介所基金	五	九

政府雇人基金 一
組合連合基金 一
相互救済組合基金 一
計 一一〇 九〇

上表に掲げられたる各基金の組合員數に就ては精確なる統計なきも、千九百五年現在基金中の百基金は一二、五七五名の組合員を有し、千九百六年現在基金中の五十九基金は八、四〇二名の組合員を有せり。

次に千九百五年乃至千九百十年の各年に於ける縣及市町村の補助金豫算計上額及千九百五年及千九百六年の兩年に於る實際補助金として分配せられたる金額を表示すれば左の如し。

一、補助金豫算額

市及縣	市、縣等の數及其補助費計上額	
	數	金額
規則を以て一定の分配方法を定めたる市	一九〇五	一九〇六
規則を以て一定の分配方法を定めたる市	一〇、〇六	二二、〇五
其他の市	七	二二、〇五
縣	九	二五
計	二八	一〇、七三
市及縣	二	四
其他の市	九	二五
縣	三	四
計	二八	一〇、七三
規則を以て一定の分配方法を定めたる市	一九〇七	一九〇八
規則を以て一定の分配方法を定めたる市	一〇、〇六	二二、〇五
其他の市	七	二二、〇五
縣	九	二五
計	二八	一〇、七三
市及縣	二	四
其他の市	九	二五
縣	三	四
計	二八	一〇、七三

二、補助金實際分配額

市及縣	千九百五年		千九百六年(イ)	
	市若くは縣の數	基金數	市若くは縣の數	基金數
規則を以て一定の分配方法を定めたる市	六	一〇〇	九	一〇〇
規則を以て一定の分配方法を定めたる市	六	一〇〇	九	一〇〇
其他の市	九	八	二	一
縣	二	二	四	二
計	一七	一一〇	一七	一一〇
市及縣	二	二	四	二
其他の市	九	八	二	一
縣	二	二	四	二
計	一七	一一〇	一七	一一〇

備考

(イ) デイジョン市の計數を含まず。
 (ロ) 補助金交付に就て連合を形成せる市ありて、本表に於ては此の如き連合市は之を一市と見做せるを以て前表の數字と異なる結果を生ぜり

即ち此等の二表を比較するに千九百五年に於ては豫算計上額の六割五分、千九百六年に於ては同上の四割八分七厘が實際上補助の目的に向て支出せられたるを見るべし、

尙規則を以て一定の分配方法を規定せる各市に於る被補助失業基金數、組合員數及補助金分配額等を職業別に表示すれば左の如し。

職業	千九百五年			千九百六年(イ)			組合員數の不明なる基金數
	基金數	組合員數	補助金額	基金數	組合員數	補助金額	
印刷及出版業	二六	一、二五	一、二六	九	七六	一、四三	一九〇五
製陶業	二	二二	一、二六	四	一	一、〇〇	一九〇六
建築業	一五	六五	五三	五	四	一八〇	一九〇七
運輸業	四	一、九八	九	五	一八三	二〇五	一九〇八
木工	三	五〇	三六	八	五五	三五	一九〇九
製紙業	三	一、一六	二六	二	一五	一九	一九一〇
織物業	二	一、三〇	四七	一〇	一、三三	五五	一九一一
製革業	三	五五	三三	三	一〇	三四	一九一二
給料を受くる雇人	四	六三	四七	四	六〇	六三	一九一三
機械業	三	五九	二五	二	二七	四	一九一四

計	七	四〇五	二六二	六	二五〇	三元	一
業	二、四八	六二五	六	六、五五	(口)五、四三	六	一九

備考 (イ) 「デイジョン」市の十五基金及リモーシユ市の二十六基金を含みず。
 (ロ) 此計数は正確ならずとも暫く原表に依る。

即被補助組合数の最多数なるを印刷及出版業とし、補助金受領額の最多数なるは印刷業にして製陶業金屬業及建築業等之れに次げり。

要之佛國に於る失業基金補助制度は從來諸國に行はれたる各種の任意的失業保險中に於て最成功せるものと云ふべく、殊に地方補助制度の發達は頗る著しきものありて、千八百九十七年に於ては此の如き補助制度を實行せるものは僅かに二市にして其補助費計上額は八千五百七十法に過ぎざりしも、千九百十年に於ては前者は八縣三十一市に及び後者は十萬法を超過するに至れり、蓋し本制度の將來に於る發展及其失業問題解決に對する效果如何は最近實施せられたる

英國強制失業保險の成績と相並んで社會政策學者の最注目を要する點なるべし。(完)

英獨市政比較論 (其ノ一)

村田岩次郎

藝日「ハッエ」氏の近著「現代歐洲市政論」を讀む。説く所簡にして要を得たり。乃ち左に其の一端を記して讀者の參考に供せんとす。

英國の都市の行政組織は頗る簡單である、市會は都市の一切の權限を有して居るので、唯市會議員のみが市民の選舉に係り、市長も、司直の吏員も均しく市民が選舉するのではない。又都市行政上の責任の歸著する所を曖昧模糊たらしむる行政諸部局の設けが無い。市長を選ぶ者は市會であるが、市書記を選ぶ者も亦市會である市政各部の理事を指名する者は委員であつて、之を確定する者は矢張り市會である。一九〇二年迄は、地方の教育事業は地方學務會の手中に在りしも、同年の教育法は之を市會の手に移し市會は學務委員に依て地方教育事業を管掌する

ことゝなつた。英國の都市の行政組織は以上述べた所に盡きるのであつて簡單明瞭何人も容易に了解することが出来る。

英國の市會は米國の市會よりも遙かに大きく、獨逸の市會と略ぼ同様である。市會議員の選舉は通例市を若干の選舉區に分割して行ふのであるが、小都市の中には選舉區を設けずに全市から總議員を選出するものもある。大多數の大都市は市を十六區に分て各區から三名の議員を選出することになつて居る、併し都市に依ては更に多くの市會議員を選出する。例へば倫敦府會は百十八人の議員を有し、「マンチエスター」市は百三人、「リヴァプール」市は百三十四人、「グラスゴ」市は七十五人である。議員の任期は三年で毎年三分の一宛改選する(即ち毎年市會議員の選舉が行はれる譯である)。僧侶以外の一般市民は市會議員に選ばれることが出来る。一九〇七年以降婦人も亦市會議員たるを得(從て市